

ロンドンやニューヨークのような金融ハブをつくるという構想に東京や大阪が名乗りをあげ、政府は外国からの「金融人材」を呼び込むための制度改正を進める。その動機は何なのか。

始動した国際金融センター構想

笠井哲也

日本に世界の金融ハブをつくる「国際金融センター構想」が熱を帯びている。政府は税負担の軽減や在留資格の

緩和で金融人材の迎え入れをめざし、自治体も誘致に動き始めた。背景にある考えとは何か。

■税制、在留資格——政治の後押し
「エポック・メイキング（画期的）だった。想像をはるかに超える結果だ」
二〇二〇年一二月末、東京都で国際金融都市の実現をめざす金融関係者は声をはずませた。政府が閣議決定した二〇二一年度税制改正大綱で、海外の金融人材を迎え入れるための負担軽減策が盛り込まれたのだ。関係者らは昨

年、永田町をまわってロビー活動にいらした。

「ネバー・ダイ・イン・ジャパン（日本では死ねない）」などと海外の金融関係者が揶揄してきた相続税。外国人が日本に一〇年超滞在すると、これまでは海外資産も含めて最高五五％の税率が課されてきた。それが今回、在留資格を持つ外国人が死亡した場合は居住期間にかかわらず、海外資産を課税対象から外すことになった。

難色を示した財務省を、金融庁が押し切った格好だ。金融庁幹部は「普通の相場観なら無理だったが、総理と麻生（太郎）大臣が後押ししてくれた」

とふり返る。財務省によれば、単純比較はできないものの、アメリカやドイツ、フランスなど主要国では同様のケースで海外資産にも税を課している。

今回の改正で、日本は「特殊」になる。大綱には所得税や法人税でも負担軽減策が盛り込まれ、いずれも通常国会の審議を経て、今春にも改正法が施行される見通しだ。政府は税制以外でも、外国人の在留資格について金融人材向けの優遇制度を創設し、現状で一人までとされる家事使用人の雇用を二人へと拡大させる。

一連の政策は、国家安全維持法制定に揺れる香港の政情不安などが「引き